

協議会の規約改正について

1. 改正の趣旨

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、「法」と言います。）が令和2年に改正されたこと及び、公共交通の再構築を進めていくにあたり道路運送法に規定する協議が必要であることを踏まえ、必要な改正を行うものです。

2. 規約改正のポイント

①法改正に伴い条文を修正（第1条関係）

- ・「地域公共交通網形成計画」の名称が「地域公共交通計画」に改正されたため、法の条文を参考に修正するものです。
- ・なお、「室蘭市地域公共交通網形成計画（H31.3作成）」は、法改正以前に作成していますので、法改正以後は「地域公共交通計画」とみなされます。ただし、今後計画の見直しがある場合は、法に規定する記載事項等の確認が必要となります。

②道路運送法に基づく規定を追加（第1条及び第3条関係）

- ・資料2で説明した合意形成を行うため、道路運送法に基づく「地域公共交通会議」を位置づけを規定に追加するものです。
- ・新たな交通サービスの導入に関する実証実験等の実施にあたっては、道路運送法に基づく関係者の協議・合意が必要となります。
- ・このため、協議会規約の第1条、第3条に規定を追加するものです。

③協議会構成員の規定整理（第4条関係）

- ・道路運送法の規定追加に伴い、国の手引き等を参考に、構成員に係る規定の文言を整理します。
- ・なお、道路運送法の規定に基づく構成員の要件については、現在の委員で満たしているため、特段の変更はありません。

3. 新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 室蘭市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、法第5条第1項に規定する<u>地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画</u>（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため<u>及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な協議を行うため</u>設置する。</p> <p>第2条 略</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ____計画の作成及び変更の協議に関すること。 (2) ____計画の実施に係る連絡調整に関すること。 (3) ____計画に位置付けられた事業の実施に関すること。 (4) ____計画の評価に関すること。 (5) <u>地域の实情に即した適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関すること。</u> (6) <u>自家用有償旅客輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。</u> 	<p>(設置)</p> <p>第1条 室蘭市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（同法第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画をいう。以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。</p> <p>第2条 略</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 形成計画の作成及び変更の協議に関すること。 (2) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。 (3) 形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。 (4) 形成計画の評価に関すること。

<p><u>(7)</u> 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 公共交通事業者</p> <p><u>(3) 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会室蘭地区交通運輸産業労働組合が指名する者</u></p> <p><u>(4) 北海道運輸局室蘭運輸支局長が指名する者</u></p> <p><u>(5) 北海道胆振総合振興局長が指名する者</u></p> <p><u>(6) 道路管理者</u></p> <p><u>(7) 北海道警察札幌方面室蘭警察署長が指名する者</u></p> <p><u>(8) 住民又は公共交通の利用者</u></p> <p><u>(9) 室蘭市長が指名する者</u></p> <p><u>(10) その他市長が必要と認める者</u></p> <p>2 協議会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長1名</p> <p>(2) 副会長1名</p> <p>(3) 監事2名</p> <p>3 会長又は副会長又は監事は、相互に兼ねることができない。</p> <p>第5条から第10条 略</p> <p>(事務局)</p> <p>第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、室蘭市都市建設部____都市政策推進課に置く。</p> <p>3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。</p> <p>4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>(5) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 公共交通事業者</p> <p>(3) 道路管理者</p> <p>(4) 警察署</p> <p>(5) 地域公共交通の利用者</p> <p>(6) 市の職員</p> <p>(7) その他市長が必要と認める者</p> <p>2 協議会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長1名</p> <p>(2) 副会長1名</p> <p>(3) 監事2名</p> <p>3 会長又は副会長又は監事は、相互に兼ねることができない。</p> <p>第5条から第10条 略</p> <p>(事務局)</p> <p>第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、室蘭市都市建設部都市政策推進室都市政策推進課に置く。</p> <p>3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。</p> <p>4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>
---	--

第12条から第17条 略

附 則

- 1 この要綱は、平成30年2月5日から施行する。
- 2 最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年2月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

第12条から第17条 略

附 則

- 1 この要綱は、平成30年2月5日から施行する。
- 2 最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年2月27日から施行する。

室蘭市地域公共交通活性化協議会規約（案）

平成30年3月1日承認（制定）

平成31年2月27日承認（改正）

令和4年 月 日承認（改正）

（設置）

第1条 室蘭市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、法第5条第1項に規定する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な協議を行うため設置する。

（事務所の位置）

第2条 協議会の事務所は、室蘭市幸町1番2号室蘭市役所内に置く。

（所掌事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ___計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) ___計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) ___計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) ___計画の評価に関すること。
- (5) 地域の実情に即した適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (6) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

（組織）

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共交通事業者
- (3) 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会室蘭地区交通運輸産業労働組合が指名する者
- (4) 北海道運輸局室蘭運輸支局長が指名する者
- (5) 北海道胆振総合振興局長が指名する者
- (6) 道路管理者
- (7) 北海道警察札幌方面室蘭警察署長が指名する者
- (8) 住民又は公共交通の利用者
- (9) 室蘭市長が指名する者

(10) その他市長が必要と認める者

- 2 協議会に次の役員を置く。
 - (1) 会長1名
 - (2) 副会長1名
 - (3) 監事2名
- 3 会長又は副会長又は監事は、相互に兼ねることができない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(役員を選任及び職務)

第6条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）において委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長及び監事は、第4条第1項に規定する委員の中から会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の会計の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、最初に開催される会議は、市長が招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、会議の開催に代えて、書面により議事に対する委員の可否を求めることができる。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。第2項の規定により、書面により議事に対する委員の可否を求めた場合も同様とする。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議会の承認事項)

第8条 次に掲げる重要な事項は、協議会の承認を経なければならない。

- (1) 協議会の予算及び決算に関すること。

- (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 第3条に規定する事項に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、重要と認められる事項。

(協議結果の取り扱い)

第9条 協議会において協議が整った事項について、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(専門部会)

第10条 協議会は、第3条に規定する事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、室蘭市都市建設部 _____ 都市政策推進課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用の弁償)

第14条 会議に出席した委員及び第7条第6項の規定により会議に出席した者は、当該会議への出席に係る費用の弁償を受けることができる。ただし、これに代わる対価を別に得ている者についてはこの限りでない。

2 前項の報酬及び費用の弁償の額は、室蘭市報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和22年条例第11号）に準じ市長が別に定める。

(事務の委任)

第15条 協議会は、第3条に定める所掌事項に係る契約その他の財務に関する事務の一部を室蘭市に委任できるものとする。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年2月5日から施行する。
- 2 最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年2月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年 月 日から施行する。